【留意事項】

1. 一時的な収入増について

人手不足により業務量が増加したケースや、事業所の業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加したケースなど、主に時間外勤務(残業)手当の増加や一時的な勤務日数(時間)の増加が「一時的な収入増」に該当します。

- 次のような場合は、恒常的な収入の増加が見込まれるため「一時的な 収入増」に該当しません。
 - ・ 雇用契約書から推計した年間収入の見込額が認定基準額を超える場合
 - ・雇用契約の変更により、勤務日数や勤務時間を増やした場合
 - ・基本給(時給)の上昇や、恒常的な手当が新設されたことにより、今後 も引き続き収入が増えることが確実な場合
 - ・ 人事院勧告により給与改定が行われ適用される自治体等で、例えば4月 に遡って差額分が12月に支給される場合、翌月の1月1日に取消となります。 (該当される被扶養者は速やかに取消申告書の提出をお願いします。)
- 2. 一時的な収入増となり、認定基準額を超えた場合の手続きについて 扶養認定の申請時や被扶養者の資格調査時など、本組合が提出を求めた際 に、次の書類等をご提出ください。
 - ・ 被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の 証明書【必須】
 - ※ 別紙 様式1『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」 に係る事業主の証明書』によりご提出ください。
 - ・ 給与明細書【本組合が提出を求めた場合】
 - 雇用契約書【本組合が提出を求めた場合】

3. ご注意ください

「一時的な収入増」と認められない場合や、「一時的な収入増」と認められた場合であっても、次のような場合は、被扶養者の収入が増加したことにより、主として組合員の収入により生計を維持している者に該当しないため、要件を欠くに至った日に遡って被扶養者の認定が取消となります。

- 被扶養者の年間収入額が組合員の年間収入額を上回る場合
- ・別居(同居でも住民票上 別世帯)している被扶養者への毎月の仕送り 額が被扶養者の総収入(年間収入額/2/12月)を下回る場合

4. 共済組合からのお願い

パート・アルバイト等の短時間労働者を被扶養者としている組合員の方は、被扶養者の方の毎月の収入額や勤務状況、健康保険の加入の有無等を常に確認してください。

・ 収入が認定基準額を超えない場合でも、お勤め先の健康保険に加入している場合があります。

- ・ 年金額の改定や年金の受給開始等により、年金額と給料とを合算した場合に認定基準額を超えている場合があります。
- 5. 適用年月日:令和6年1月1日

認定が認められるか不明な場合等は、「一時的な収入増」が起こった時点で、上記書類をご提出ください。認定の可否について確認いたします。